平成２７年（フ）第５６３号
大阪府八尾市山城町３丁目６番19号
債務者　平畑　正義
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　　創
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月14日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０３号
神戸市兵庫区兵庫町１丁目４番９―510号、従前の住所神戸市兵庫区松原通５丁目１番25―202号
債務者　澤坂　美里（旧姓人見）
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤井　浩太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０号
沖縄県那覇市首里汀良町３丁目55番地
債務者　金城志津子
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仲村　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月13日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第３号
沖縄県宮古島市平良字下里1314番地　共和マンション602
債務者　川満　大作
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２７年（フ）第４２号
函館市西桔梗町825番地１
債務者　生出　妙子
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第４４号
函館市富岡町３丁目27番15号　スマイル102
債務者　岩崎　　功
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第５５号
北海道亀田郡七飯町鳴川４丁目３番11号
債務者　若山　和人
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第２号
山形市富の中１丁目３番４―７号
債務者　手塚　信子
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６号
山形市桜田西２丁目９番14号
債務者　堀　　久隆
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７号
山形市小白川町５丁目18番９号
債務者　櫻田　　敏（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１９号
松江市西津田８丁目６番３―109号　コーポ桧山、前住所松江市東出雲町揖屋2760番地６
債務者　長谷川公美子
1　決定年月日時　平成27年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１２号
大阪府箕面市小野原西２―11―13　緑風荘７号、住民票上の住所大阪府箕面市小野原東２丁目５番７号
債務者　前多　康雄
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８３号
大阪市大正区千島２丁目４番３―1147号
債務者　池田　朝明
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８４号
大阪市大正区千島２丁目４番３―1147号
債務者　池田　寛司
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８５号
大阪市大正区千島２丁目４番３―1147号
債務者　池田　厚司
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４５号
大阪市平野区長吉出戸３丁目１番45―501号
債務者　南　　奈美（旧姓植田）
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２７１号
大阪府東大阪市旭町２番５―303号、前住所大阪市東成区深江南３丁目12番６号　フジパレス深江108号
債務者　井上　恵美
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部